

第 2 調査研究の進め方について

配偶者からの暴力の防止のためには、被害者の保護とともに、加害者の更生が重要である。しかしながら我が国においては、加害者についての調査研究が十分に行われているとは言い難い状況にある。

また、被害実態については、今後の実務に役立つ重要な調査研究が行われているものの、被害者の心身の健康を回復させるためのカウンセリング等の方法については、十分な調査研究が行われていない。

このような状況を踏まえ、配偶者暴力防止法第25条では、国及び地方公共団体が、加害者の更生のための指導の方法や被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究を推進するよう努めることを規定している。

● 関係府省庁の取組状況

【 】内は実施府省庁等。次章についても同様。

・ 「女性に対する暴力に係る諸外国の取組に関する調査研究」

【内閣府平成10年度委託調査研究】

女性に対する暴力に関し、海外における行政の取組体制、主な施設、行政機関と民間の関係団体等との連携の状況を調査。調査対象国はカナダ、アメリカ、イギリス、ドイツ、スウェーデン、大韓民国、オーストラリアの7か国。

・ 「男女間における暴力に関する調査」

【内閣府平成11年度委託調査研究】

女性に対する暴力に関する国民の意識、被害の経験の態様、程度及び被害の潜在化の程度、理由について調査。全国20歳以上の男女を対象に行い、3,405人（女性1,773人、男性1,632人）から回答を得た。

・ 「配偶者等からの暴力に関する事例調査」

【内閣府平成12年度委託調査研究】

夫・パートナーからの暴力の被害経験を有する女性62人から、暴力被害の内容、暴力を振るう加害者、被害者が得た支援等について聞き取り調査を実施。

- ・ **行刑施設における処遇類型別指導調査・研究【法務省】**

刑務所等の行刑施設に収容されている加害者を対象に、各種教育的な働きかけの充実を図るための調査研究を実施。犯罪の原因等が同じ類型である者を集めて指導。女性に対する暴力に関するものとしては性犯罪防止教育を実施（平成13年4月現在、八王子医療刑務所、川越少年刑務所、東京拘置所、奈良少年刑務所、松山刑務所の5か所で実施。）

- ・ **法務総合研究所における調査【法務省】**

刑事政策全般に関する総合的な調査を毎年度テーマを定めて実施。

- ・ 「DV被害者における精神保健の実態と回復のための援助の研究」

【厚生科学研究費補助金による研究事業】

平成13年度から3年計画で、DV被害を受けた女性及びその子どもを対象に、被害の実態を精神健康の観点を中心に広く調査するもの。

1 調査研究の今後の進め方に関する意見

意見は文末（ ）内の関係府省庁に対するもの。次章についても同様。

(1)基本事項

- ・ 今後の調査研究を効率的に進めるため、地方も含めた公的機関や民間団体等が実施した有意義な調査研究を把握し、整理しておくことが必要である（内閣府）。
- ・ 調査研究を進めるに当たっては、関係府省庁が連携協力することが必要である（内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省）。
- ・ 地方公共団体や民間団体の中には、これまで多くの有意義な調査研究を行っているところもあることから、必要があれば、これら団体との実質的連携を図りつつ調査研究を進めることが必要である（内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省）。

(2)被害者に関する調査研究

- ・ 配偶者暴力防止法が成立、施行される以前（平成11年度）に被害実態について総理府（現内閣府）が調査を行っているが、配偶者暴力防止法の施行後における実態を把握するため、引き続き、配偶者からの暴力の被害実態に関する調査を行うことが必要である（内閣府）。
- ・ 調査研究に当たり被害者と接する必要がある場合は、その心情に十分配慮し、二次的被害を発生させないよう留意することが必要である（内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省）。
- ・ 相談員などの支援者は、被害者から深刻な被害状況等について数多く話を聞くうちに、自らも同様の心理状態に陥る、いわゆる「代理受傷」を体験したり、納得のいく解決策が容易に見出せなく、今まで熱心に行ってきた業務に対し急に意欲を失い、虚無感、虚脱感を感じるようになる、いわゆる「バーンアウト（燃え尽き）」状態に陥ることが考えられる。支援者がこのような精神状態に陥ることなく、心身が健康な状態で被害者の相談等に当たることが必要であり、今後、支援者の「代理受傷」や「バーンアウト」の実態や相談等の業務が支援者の心身の健康に与える影響などについての調査研究を行うことも必要である（内閣府）。
- ・ 配偶者からの暴力が、次の世代に与える影響について調査することが必要である（内閣府）。

(3)加害者に関する調査研究

- ・ 加害者に関する先駆的取組を行っている海外の状況や国内の加害者の実態等について調査を行うことが必要である（内閣府、法務省）。
- ・ 刑務所等に収容されている場合を除き、公的機関において継続的に調査研究の対象とすることが容易な加害者は存在しない。様々な加害者について、その実態を把握することは、加害者の更生のための指導の方法を調査研究する前提として非常に重要であることから、内閣府を中心に関係省庁が連携し、刑務所等に収容されている以外の様々な加害者の実態把握が行えるよう、その方法について工夫することが必要である（内閣府、警察庁、法務省）。

- ・ 生活全体にわたる幅広い視点から加害者の更生を行う方法や事例について調査研究することが必要である（内閣府）

2 都道府県、市町村に対する要請

- ・ 都道府県、市町村においては、必要に応じ、それぞれの地域における配偶者からの暴力の実態や特徴等に関する調査研究を進める。